

事 務 連 絡

平成23年3月25日

各都道府県消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる消費生活協同組合に関する
緊急特別取扱い（その2）について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）に対して、事務連絡を発出したので、各都道府県の所管する組合に対する監督についても参考とされたい。

別添

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 25 日

各厚生労働大臣認可

消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる消費生活協同組合に関する
緊急特別取扱い（その 2）について

3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により多大な被害が生じたことから、消費生活協同組合及び同連合会について、同地震に関連するやむを得ない理由がある場合は、総（代）会の開催について、定款の定めに関わらず、そこに規定された時期よりも遅れて開催することを緊急特別取扱いとして認める。

なお、後日、報告・届出等の事務手続きを求めることを予定しているが、その詳細については追って連絡する。

また、消費生活協同組合法第 92 条の 2 第 1 項に基づく決算関係書類等の提出については、やむを得ない場合は、あらかじめ行政庁の承認を受けて当該提出を延期することができる（同法施行規則第 248 条第 3 項）旨、ご留意いただきたい。